AED の使⽤に係る情報の提供について、説明や同意の取得のための書類の例

（おもて面）

2022年１月吉日

AED設置者の皆様へ

AED使用時のデータ提供及びアンケートへのご協力のお願い

2022年１月より、わが国において、これまでのAEDと並行してオートショックAEDの販売が開始されることになりました。（従来のAEDでは救助者が電気ショックボタンを押しますが、オートショックAEDでは機器が自動的に電気ショックを行います。）これに伴い、今後、従来のAEDとオートショックAEDが混在することになります。そのような状況の中、一般市民の皆様が、どちらのAEDであっても支障なく使用できるかなどについて検証し、それをもとに機器のさらなる改善やAEDの使用に関する講習などの改善を促す体制が必要と考えています。そこで、当財団では、救急医療の専門家やAEDの製造販売業者の協力を得て、オブザーバーとして厚生労働省にもご参加いただき、全国において、オートショックAED及び従来のAEDが使用された場合の状況を調査し、比較検証を行うことといたしました。

つきましては、今回、設置いただきましたAEDが使用された場合には、機器に残されたデータの提供と、機器を使った使用感等に関するアンケート調査にご協力をお願いします。

そのためAEDが何らか使用された場合（電気ショックまでは至らなかったものの、電源を入れたり、電極パッドを開封したりした場合も含む。訓練などの場合は除きます。）には、ご購入されました機器の製造販売業者または販売店へすみやかにご連絡をお願い致します。使用された場合のデータの抽出などのため、担当者が訪問するか、リモートによってデータを抽出させていただきます。回収したデータ及びアンケートにつきましては、製造販売業者または販売店経由で、当財団に集められ、救急医療関係者等の専門家による検証に使用させていただきます。

なお、データの使用の目的、提供いただく具体的な情報の種類などの詳細は裏面のとおりです。データ及びアンケートに関する個人情報については、その取扱いに十分配慮いたします。ご不明の点等ございましたら、製造販売業者または販売店及び当財団にお問い合わせください。

上記内容をご理解いただき、ご協力の程、よろしくお願い致します。

一般財団法人 日本救急医療財団　理事長　横田 裕行

非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会　委員長　坂本 哲也

**AED使用時のデータ提供及びアンケートの詳細**

（うら面）

１ 目的

オートショックAEDが使用された事例とこれまでのAEDが使用された事例について、機器に残されたデータなどを活用して、機器が適切に作動したか、救助者による機器の使用に支障をきたさなかったなどについて比較・検証し、それをもとに機器の改善等を促す体制を構築し、もってわが国においてより多くの命がAEDによって救われる社会を構築する。

２ データ等を活用する者

法人名：一般財団法人日本救急医療財団

住所：〒113-0034　東京都文京区湯島3-37-4　ＨＦ湯島ビルディング７Ｆ　電話：03-3835-1199

３ データの種類、アンケートの項目

使用日時、使用場所分類、機器の電源を入れられた時刻、機器に記録された心電図情報、電気ショックが実施された時刻、使用時に記録された音声情報、機器の電源が切れた時刻、救助者の情報（個人が特定できない範囲に限る）、救助者の使用に関する感想など、AEDが適切に作動したか、救助者によるAEDの使用に支障をきたさなかったについて検証するために必要な項目

４ データやアンケートの収集方法

設置者から製造販売業者または販売店に対しAEDを使用した連絡を受けた場合に、担当者がAED設置場所に訪問するかリモートによって、データを抽出、アンケートを実施する。収集したデータ及びアンケート結果は、製造販売業者または販売店経由で日本救急医療財団に提供する。日本救急医療財団は、上記「データやアンケートの使用の範囲」において、AED製造販売業者等に収集したデータ及びアンケート結果を提供する場合がある。

５ データやアンケートの使用の範囲

AEDが適切に作動したか、救助者によるAEDの使用に支障をきたさなかったなどについて検証し、機器の改良、AEDの使用に係る講習等の改善のために必要な範囲

６ 個人情報保護との関係

特定の個人を識別できないものについては、そもそも個人情報に該当するものではなく、また、AEDに残された情報が個人情報・個人データに該当する場合であっても、公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人（傷病者等）の同意を得ることが困難であるときは、個人の了解なく情報提供可能である（個人情報の保護に関する法律　23条1項3号）。「AEDが適切に作動したか」、「救助者によるAEDの使用に支障をきたさなかった」という本目的は、「公衆衛生の向上のため」に該当するため、本人の同意を得ることが困難であるときは、個人の了解なく情報提供可能である。

７　データ提供及びアンケートを依頼する使用事例の要件

選択基準：次の①②のいずれも満たすものを情報収集の対象とする。

①傷病者に対して使用することを目的とした場合（訓練などで使用した場合は対象に含めない）

②機器に電源が入れられた場合、もしくはバッドが傷病者に貼付された場合

（パッドを貼付したことが否定できない場合は対象に含める。傷病者の近くに機器を運搬しただけの場合は対象に含めない。）

８ AEDを使用した場合の連絡先

〇〇株式会社〇〇部〇〇センター　　　電話番号